

平成30年11月6日
航空局安全部

航空従事者の飲酒に関する国内基準等の有識者検討会の設置について

国土交通省は、今般の日本航空等の飲酒事案を踏まえ、有識者検討会を設置し、国内における航空従事者の飲酒に関する基準等の検討を行います。

1. 目的

今般、定期航空運送事業者の運航乗務員が、乗務予定の前日に過度な飲酒に起因して運航便を遅延させる事案が連続して発生したことを踏まえ、国土交通省航空局において有識者検討会を設置し、諸外国の運航乗務員の飲酒関連基準及び他運送事業の飲酒関連基準を参考にしつつ、国内における飲酒に関する基準等の検討を行います。

2. 主な検討事項

- ・ 運航乗務員の体内アルコール濃度の上限値
- ・ 運航乗務員に対する乗務前アルコールチェックの義務化（チェック方法、使用機器等を含む。）
- ・ 整備士、客室乗務員、運航管理者等の飲酒ルール

3. メンバー

学識経験者・有識者、日本航空機操縦士協会、航空医学研究センター、全日本航空事業連合会 等

4. スケジュール

11月中旬：第1回検討会

（現在の我が国状況、海外の状況、課題の整理等）

12月中旬：第2回検討会

（運航乗務員に対する飲酒許容量等を定めた基準案を策定し、中間的にとりまとめ）

以降は、整備士、客室乗務員、運航管理者等への飲酒ルールについても検討

※詳細については、後日、改めてお知らせ致します。

問い合わせ先

航空局安全部 運航安全課 藏

航空事業安全室 久保

代表：03-5253-8111（内線：50111、50145）

直通：03-5253-8737

FAX：03-5253-1661